

学校法人純美禮学園役員等報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人純美禮学園学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第 58 条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である理事であって、次号に該当する職員理事を除いたものをいう。
- (3) 職員理事とは、学園の職員（学長、校長を含む。）として給与の支給を受けている理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 職員評議員とは、学園の職員（学長、校長を含む。）として給与の支給を受けている評議員をいう。
- (5) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (6) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (7) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。
- (8) 評議員の報酬等とは、報酬その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の移管を問わない。この評議員の報酬等には、職員給与規程に基づくものは含まない。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員の報酬月額は、別表第1の俸給表のとおりとし、各役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。

常勤の役員等のうち職員と兼務である者には、報酬を支給しない。ただし、理事長及び常務理事は別表第2とする。

2 常勤の役員の賞与及び退職慰労金は別表第3及び第4に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。

3 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

4 評議員に対する報酬の額は別表第6に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 每月 25 日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。）

(2) 賞与 毎年 6 月及び 12 月

(3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 1 か月以内

2 非常勤の役員に対する報酬は、年度末に別表第5に定める額を支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は、別表第7のとおりとする。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額が 50 銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が 50 銭以上であるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

なお、現行の「学校法人純美禮学園役員報酬規程」(昭和 56 年 4 月 1 日制定、平成 18 年 4 月 1 日改正) は廃止する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (常勤の役員の報酬)

号俸	理事長	常務理事	理事
1	月額 80 万円	月額 65 万円	月額 50 万円
2	月額 85 万円	月額 70 万円	月額 55 万円
3	月額 90 万円	月額 75 万円	月額 60 万円
4	月額 95 万円	月額 80 万円	月額 65 万円

別表第 2 (常勤役員の兼務者の報酬)

理事長	常務理事
月額 150,000 円	月額 70,000 円

別表第 3 (常勤の役員の賞与)

6 月の賞与	報酬月額 × 2 か月分
12 月の賞与	報酬月額 × 2 か月分

別表第 4 (常勤の役員の退職慰労金算定式)

最終報酬月額 × 在任年数 × 係数

(最終報酬月額には最終本俸月額を含む。)

係数は理事長 5/8、常務理事 4/8、理事 3/8 とする。

※ 上記在任年数は 1 か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1 か月未満は 1 か月に切り上げる。

別表第 5 (非常勤の役員の報酬)

- (1) 理事 年額 15 万円
- (2) 監事 年額 15 万円

別表第6（評議員の報酬）

評議員
1会議出席毎 10,000 円

別表第7（役員の旅費）

旅費区分	旅費額
鉄道賃	実費
船賃	実費
航空賃	実費
車賃	実費
宿泊料	15,000 円